○宇城市ビジネスサポートセンター条例施行規則

平成30年3月31日

規則第15号

改正 平成30年4月24日規則第27号

令和3年3月16日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇城市ビジネスサポートセンター条例施行規則(平成30年宇城市条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 宇城市ビジネスサポートセンター(以下「センター」という。)の施設の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(休館日)

- 第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。
 - (1) 日曜日及び十曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年1月3日まで
- 2 市長は、前項に規定する休館日のほか、センターの管理上必要があるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(使用許可の申請)

- 第4条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書を市長に提出しなければならない。
 - (1) コワーキングスペース、セミナールーム、ミーティングルーム又はイベント広場を使用する場合 宇城市ビジネスサポートセンター使用許可申請書(様式第1号)
 - (2) オフィスルーム及びコンテナハウス(以下「オフィスルーム等」という。)を 使用する場合 宇城市ビジネスサポートセンター(オフィスルーム・コンテナハ ウス)使用許可申請書(様式第2号)

(オフィスルーム等の使用者の範囲等)

- 第5条 条例第6条第1項第3号の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 新規性、成長性、実現性等が認められる事業計画を有すること。
 - (2) 市税等を滞納していないこと。
- 2 条例第6条第2項の規定による公募は、次に掲げる方法のうち、2以上の方法に よって行うものとする。
 - (1) 宇城市の広報紙への掲載
 - (2) ホームページ等のインターネットへの掲載
 - (3) 市庁舎その他適当な場所における掲示

- 3 前項の公募に当たっては、市長は、公募の期間、対象とする施設の規格、使用者 の資格、使用の条件、使用の申込方法、使用者の選考方法の概要その他必要な事項 を示して行うものとする。
- 4 条例第6条第3項の規定による使用者の選考に当たっては、市長があらかじめ定める選考基準に従い、第2項の公募に応じて申込みをした者のうちから選考するものとする。

(オフィスルーム等の使用期間)

- 第6条 オフィスルーム等の使用期間は、1年以内とする。
- 2 オフィスルーム等の使用の許可は、市長が特別の事由があると認める場合に限り、 これを更新することができる。
- 3 前項の規定による更新は、オフィスルームについては3回、コンテナハウスについては1回に限り行うことができる。

(使用許可書の交付)

- 第7条 市長は、次の各号に掲げる申請書を審査し、施設等の使用を許可したときは、 当該各号に定める許可書を当該申請をした者に交付するものとする。
 - (1) 宇城市ビジネスサポートセンター使用許可申請書 宇城市ビジネスサポートセンター使用許可書 (様式第3号)
 - (2) 宇城市ビジネスサポートセンター (オフィスルーム・コンテナハウス) 使用許可申請書 宇城市ビジネスサポートセンター (オフィスルーム・コンテナハウス) 使用許可書 (様式第4号)

(オフィスルーム等の使用中止の届出)

- 第8条 オフィスルーム等の使用許可を受けた者は、使用期間の開始前又は使用期間 中に使用を取りやめるときは、宇城市ビジネスサポートセンター(オフィスルーム・ コンテナハウス)使用中止届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する届については、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号 に定める日までに提出しなければならない。
 - (1) 使用期間(使用許可の更新に係るものを除く。)の開始前に使用を取りやめる場合 当該使用期間の初日の前日
 - (2) 使用期間(使用許可の更新に係るものを含む。)中に使用を取りやめる場合 使用を取りやめる日前30日

(特別な設備の許可)

- 第9条 条例第9条の規定により、使用者が施設等に特別な設備をしようとするときは、宇城市ビジネスサポートセンター特別設備許可申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請について適当と認めるときは、宇城市ビジネスサポートセンター特別設備許可書(様式第7号)を使用者に交付するものとする。 (使用許可の取消し)
- 第10条 市長は、使用者が条例第10条第1項の規定に該当すると認めるときは、

宇城市ビジネスサポートセンター使用許可取消(変更・停止)通知書(様式第8号) を使用者に交付するものとする。

(オフィスルーム等の光熱水費)

第11条 オフィスルーム等で使用する電気料、上水道料及び下水道料は、条例第1 2条第1項に定める使用料に含むものとする。

(使用料の納付)

第12条 使用者は、使用許可の際、使用料の全額を納付しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第13条 条例第13条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、 宇城市ビジネスサポートセンター使用料減免申請書(様式第9号)を市長に提出し なければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りで ない。

(使用料の環付)

第14条 条例第14条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、 宇城市ビジネスサポートセンター使用料還付申請書(様式第10号)を市長に提出 しなければならない。

(毀損滅失届)

第15条 使用者は、施設等を毀損し、又は滅失したときは、宇城市ビジネスサポートセンター施設等毀損(滅失)届(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

- 第16条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 使用の許可を受けた施設以外に立ち入らないこと。
 - (2) 許可を受けずに施設内において寄附の募集、物品の販売、飲食物等の提供、広告物の掲示等を行わないこと。
 - (3) 許可を受けずに火気等を使用し、又は所定の場所以外において喫煙しないこと。
 - (4) その他市長が定める事項に違反しないこと。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月24日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月16日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

宇城市ビジネスサポートセンター使用許可申請書

年 月 日

宇城市長様

宇城市ビジネスサポートセンターの施設の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。 なお、使用に際しましては、宇城市ビジネスサポートセンター条例及び同条例施行規則を守るとと もに、管理者の指示に従います。

	住 所		7
申	(所在地)		
'	氏 名		7
請	(代表者名)		
者	連絡先	担当者氏名 電話	

使用の目的							
催事等の名称							
催事等の内容						集合予定人数	人
使用施設名				使用	用日時		使用料
	年	月	日	時	分~	時 分	円
	年	月	日	時	分~	時 分	円
	年	月	日	時	分~	時 分	円
	年	月	日	時	分~	時 分	円
	年	月	日	時	分~	時 分	円
	年	月	日	時	分~	時 分	円
	年	月	日	時	分~	時 分	円
	年	月	日	時	分~	時 分	円
合 計							円
備考							

様式第2号(第4条関係)

宇城市ビジネスサポートセンター (オフィスルーム・コンテナハウス) 使用許可申請書

年 月 日

宇城市長様

申請者 住 所 (所在地)

氏 名 (代表者名)

連絡先 担当者氏名

電話

宇城市ビジネスサポートセンター (オフィスルーム・コンテナハウス) の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、使用に際しましては、宇城市ビジネスサポートセンター条例及び同条例施行規則を 守るとともに、管理者の指示に従います。

使用施設名	・オフィスル・コンテナハ・コンテナハ	ウス						
使用期間	年	月	日	~	年	月	日	
備考								

様式第3号(第7条関係)

宇城市ビジネスサポートセンター使用許可書

年 月 日

次のとおり宇城市ビジネスサポートセンターの使用を許可します。 なお、使用に際しましては、関係条例・規則及びこれらに基づく指示に従ってください。

宇城市長

由	住 所 (所在地)		
請	氏 名 (代表者名)		(P)
者	連絡先	担当者氏名	電話

使用の目的							
催事等の名称							
催事等の内容						集合予定人数	人
使用施設名				使月	用日時	·	使用料
	年	月	日	時	分~	時 分	円
	年	月	日	時	分~	時 分	円
	年	月	日	時	分~	時 分	円
	年	月	日	時	分~	時 分	円
	年	月	日	時	分~	時 分	円
	年	月	日	時	分~	時 分	円
	年	月	日	時	分~	時 分	円
	年	月	日	時	分~	時 分	円
合 計							円
許可条件							

様式第4号(第7条関係)

宇城市ビジネスサポートセンター (オフィスルーム・コンテナハウス) 使用許可書

年 月 日

申請者 住所(所在地)

氏名 (代表者名)

宇城市長印

次のとおり宇城市ビジネスサポートセンター (オフィスルーム・コンテナハウス) の使用を許可します。

なお、使用に際しましては、関係条例・規則及びこれらに基づく指示に従ってください。

使用施設名	・オフィスルーム ・コンテナハウス ・コンテナハウス	X A棟
使用期間	年月	日 ~ 年 月 日
許可条件		

様式第5号(第8条関係)

宇城市ビジネスサポートセンター (オフィスルーム・コンテナハウス) 使用中止届

年 月 日

宇城市長 様

申請者 住 所 (所在地)

氏 名 (代表者名)

連絡先 担当者氏名

電話

年 月 日付けで許可のあった宇城市ビジネスサポートセンター(オフィスルーム・コンテナハウス)の使用について、次のとおり中止したいので届けます。

使用施設名	・オフィスル ・コンテナハ ・コンテナハ	ウス						
許可を受けた使用期間	年	月	日	~	年	月	日	
使用を中止する日	年	月	日					
中止の理由								
備考								

様式第6号(第9条関係)

宇城市ビジネスサポートセンター特別設備許可申請書

年 月 日

宇城市長様

申請者 住 所 (所在地)

氏 名 (代表者名)

連絡先 担当者氏名

電話

年 月 日付けで許可のあった宇城市ビジネスサポートセンターの使用について、特別の設備をしたいので、次のとおり申請します。

使用施設名	
特別設備の理由	
特別設備の概要 (名称・形状・寸法等)	
備考	

様式第7号(第9条関係)

宇城市ビジネスサポートセンター特別設備許可書

年 月 日

申請者 住所(所在地)

氏名 (代表者名)

宇城市長印

年 月 日付けで申請のあった宇城市ビジネスサポートセンターの特別設備については、次のとおり許可します。

使用施設名	
特別設備の理由	
特別設備の概要 (名称・形状・寸法等)	
許可条件	

様式第8号(第10条関係)

宇城市ビジネスサポートセンター使用許可取消(変更・停止)通知書

年 月 日

申請者 住所(所在地)

氏名(代表者名)

宇城市長印

年 月 日付けで許可した宇城市ビジネスサポートセンターの使用については、次のとおり取消し(変更・停止)することを通知します。

使用施設名	
取消(変更・停止)の内容	
理由	
備考	

様式第9号(第13条関係)

宇城市ビジネスサポートセンター使用料減免申請書

年 月 日

宇城市長様

宇城市ビジネスサポートセンター条例施行規則第13条の規定により、使用料の減免を申請します。

	住 所]
由	(所在地)		
'	氏 名]
請	(代表者名)		
者	連絡先	担当者氏名 電話	

使用の目的							
催事等の名称							
催事等の内容						集合予定人数	人
使用施設名				使用	用日時		使用料
	年	月	日	時	分~	時 分	円
	年	月	日	時	分~	時 分	円
	年	月	日	時	分~	時 分	円
	年	月	日	時	分~	時 分	円
	年	月	日	時	分~	時 分	円
	年	月	日	時	分~	時 分	円
	年	月	日	時	分~	時 分	円
	年	月	日	時	分~	時 分	円
合 計							円
減免額							円
差 額							円
減額又は免除に決定	どした理由	1					

様式第10号(第14条関係)

宇城市ビジネスサポートセンター使用料還付申請書

年 月 日

宇城市長様

申請者 住 所(所在地)

氏 名(代表者名)

連絡先 担当者氏名

電話

年 月 日付けで許可のあった宇城市ビジネスサポートセンターの使用について、次の理由により使用できませんので使用料の還付を申請します。

使用施設名	
許可を受けた使用日又 は期間	
既納使用料	円
不使用の理由	
還付申請額	
還付決定額	
備考	

様式第11号(第15条関係)

宇城市ビジネスサポートセンター施設等毀損(滅失)届

年 月 日

宇城市長様

申請者 住 所(所在地)

氏 名 (代表者名)

連絡先 担当者氏名

電話

宇城市ビジネスサポートセンターの施設等を次のとおり毀損(滅失)したのでお届けしま

す。 つきましては、宇城市ビジネスサポートセンター条例第20条の規定に基づきご指示の方法

毀損(滅失)した施設名	
毀損(滅失)した日時	
毀損 (滅失) した箇所又 は物品	
毀損 (滅失) の内容又は 程度	
処理状況	
備考	

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第8条関係)

様式第6号(第9条関係)

様式第7号(第9条関係)

様式第8号(第10条関係)

様式第9号(第13条関係)

様式第10号(第14条関係)

様式第11号(第15条関係)